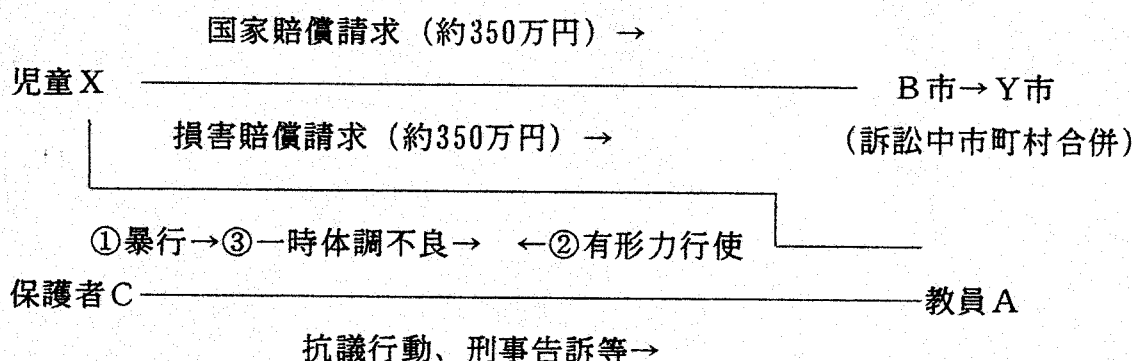


児童生徒に対する有形力行使と「体罰」の解釈

- ・ 最判平成21年4月28日民集63巻4号904頁
（熊本地判平成19年6月15日平成17年(ワ)1398号、
福岡高判平成20年2月26日平成19年(ネ)547号・637号)

【事案の概要】



【第一審判決】一部認容（約65万円）

- ・ 教員Aの行為は、学校教育法上の「体罰」に当たる（教育的指導の範囲を超えた個人的感情をぶつけた行為）
- ・ Xの症状は本件体罰によるPTSD
- ・ 慰謝料50万円、治療費約10万円、弁護士費用6万円

【第二審判決】一部認容（約21万円）

- ・ 他の指導方法がありえたことからすれば、社会通念上、教員Aの行為は体罰に当たる
- ・ Xの症状はPTSDに当たらない
- ・ 治療費約10万円、慰謝料10万円、弁護士費用2万円

【最高裁判決】原判決破棄、第一審判決取消、請求棄却

- ・ 教員Aの行為は、指導のために行われ、肉体的苦痛を与えるために行われたものでないことが明らかであり、目的、態様、継続時間等からして、教育的指導の範囲を逸脱するものでなく、学校教育法にいう「体罰」に当たらない

【問題点の検討】

- ・ 学校教育法で禁止される「体罰」の解釈
……「先例」としての意味は？
- ・ 法令上、「体罰」は一貫して禁止が明定
……第二次大戦後における解釈
……事実上の運用はやや別の方向に
- ・ 下級審判例上は、体罰禁止の解釈はやや紛れる
cf. 大阪高判昭和30年5月16日高刑集8巻4号545頁
「教育的指導であることを理由とする違法性阻却はありえない」（刑事事件）
cf. 東京高判昭和56年4月1日判時1007号133頁
「学校教育法は教育指導に際して全ての有形力行使を禁止する趣旨でなく、正当な懲戒権の限度内の行為は違法性が阻却される」（刑事事件）
- ・ 本件の特徴と問題点
……保護者Cの抗議行動は本件の判断に影響を与えているか？
……教員Aの行動は一貫しているか？「指導」方法として適切か？

平成 21 年 4 月 28 日 最高裁第三小法廷平20(受)981号損害賠償請求事件〔体罰訴訟・上告審〕2009WLJPCA04289003

主文

- 1 原判決中上告人敗訴部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消す。
- 2 前項の部分に関する被上告人の請求を棄却する。
- 3 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理由

上告代理人原田信輔の上告受理申立て理由第3について

1 本件は、日本渡市の設置する公立小学校(以下「本件小学校」という。)の2年生であった被上告人が、本件小学校の教員から体罰を受けたと主張して、日本渡市の地位を合併により承継した上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、平成14年11月当時、本件小学校の2年生の男子であり、身長は約130cmであった。Aは、その当時、本件小学校の教員として3年3組の担任を務めており、身長は約167cmであった。Aは、被上告人とは面識がなかった。

(2) Aは、同月26日の1時限目終了後の休み時間に、本件小学校の校舎1階の廊下で、コンピューターをしたいとだだをこねる3年生の男子をしゃがんでなだめていた。

(3) 同所を通り掛かった被上告人は、Aの背中に覆いかぶさるようにして肩をもんだ。Aが離れるように言っても、被上告人は肩をもむのをやめなかったので、Aは、上半身をひねり、右手で被上告人を振りほどいた。

(4) そこに6年生の女子数人が通り掛かったところ、被上告人は、同級生の男子1名と共に、じゃれつくように同人らを蹴り始めた。Aは、これを制止し、このようなことをしてはいけないと注意した。

(5) その後、Aが職員室へ向かおうとしたところ、被上告人は、後ろからAのでん部付近を2回蹴って逃げ出した。

(6) Aは、これに立腹して被上告人を追い掛けて捕まえ、被上告人の胸元の洋服を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った(以下、この行為を「本件行為」という。)

(7) 被上告人は、同日午後10時ころ、自宅で大声で泣き始め、母親に対し、「眼鏡の先生から暴力をされた。」と訴えた。

(8) その後、被上告人には、夜中に泣き叫び、食欲が低下するなどの症状が現れ、通学にも支障を生ずるようになり、病院に通院して治療を受けるなどしたが、これらの症状はその後徐々に回復し、被上告人は、元気に学校生活を送り、家でも問題なく過ごすようになった。

(9) その間、被上告人の母親は、長期にわたって、本件小学校の関係者等に対し、Aの本件行為について極めて激しい抗議行動を続けた。

3 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判断して、被上告人の上告人に対する請求を慰謝料10万円等合計21万4145円及び遅延損害金の支払を命ずる限度で認容した。

①胸元をつかむという行為は、けんか闘争の際にしばしば見られる不穏当な行為であり、被上告人を捕まえるためであれば、手をつかむなど、より穏当な方法によることも可能であったはずであること、②被上告人の年齢、被上告人とAの身長差及び両名にそれまで面識がなかったことなどに照らし、被上告人の被った恐怖心は相当なものであったと推認されること等を総合すれば、本件行為は、社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱するものであり、学校教育法11条ただし書により全面的に禁止されている体罰に該当し、違法である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係によれば、被上告人は、休み時間に、だだをこねる他の児童をなだめていたAの背中に覆いかぶさるようにしてその肩をもむなどしていたが、通り掛かった女子数人を他の男子と共に蹴るという悪ふざけをした上、これを注意して職員室に向かおうとしたAのでん部付近を2回にわたって蹴って逃げ出した。そこで、Aは、被上告人を追い掛けて捕まえ、その胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った(本件行為)というのである。そうすると、Aの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るという被上告人の一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないように被上告人を指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として被上告人に肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。Aは、自分自身も被上告人による悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがって、Aのした本件行為に違法性は認められない。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決のうち上告人敗訴部分は、破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、上記部分に関する被上告人の請求は理由がないから、同部分につき第1審判決を取り消し、同部分に関する請求を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 近藤崇晴 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官 那須弘平 裁判官 田原睦夫)

平成 20 年 2 月 26 日 福岡高裁平19(ネ)547号・平19(ネ)637号損害賠償請求控訴事件
2008WLJPCA02266005

主文

1 原判決中控訴人に関する部分を次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、被控訴人に対し、21 万 4145 円及びこれに対する平成 18 年 1 月 14 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

2 本件附帯控訴を棄却する。

3 被控訴人と控訴人との間の訴訟費用は、第 1、2 審を通じこれを 15 分し、その 1 を控訴人の、その余を被控訴人の各負担とする。

事実及び理由

第 1 申立

1 控訴人

(1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人の請求を棄却する。

(3) 本件附帯控訴を棄却する。

(4) 訴訟費用は、第 1、2 審を通じ被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

(1) 原判決中控訴人に関する部分を次のとおり変更する。

控訴人は、被控訴人に対し、353 万 5559 円及びこれに対する平成 18 年 1 月 14 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 本件控訴を棄却する。

(3) 訴訟費用は、第 1、2 審を通じ控訴人の負担とする。

(4) 仮執行宣言

第 2 事案の概要

本件は、平成 14 年 11 月 26 日当時a市立b小学校 2 学年に在籍していた被控訴人(平成○年○月○日生)が、当時同小学校の臨時職員として勤務をしていた一審相被告Y(以下「Y」といい、原判決の引用に当たっては、「被告Y」を「Y」と読み替えるものとする。)から、威圧的な言動により体罰を受けたために、外傷後ストレス性障害(以下「PTSD」という。)になったとして、不法行為責任に基づきYに対し、国家賠償法 1 条に基づき控訴人に対して、損害賠償の請求(附帯請求は、いずれも、訴状送達の日翌日である平成 18 年 1 月 14 日から支払済みまで民法所定の年 5 分

の割合による遅延損害金)をした事案である。

原審は、控訴人に対する請求を 65 万 4145 円及びこれに対する前記日から前記割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し、Y に対する請求を棄却したところ、控訴人が控訴し、被控訴人が附帯控訴した(Y に対する請求を棄却した部分については、被控訴人から不服申立がなく、請求棄却判決が確定している。)

1 争いのない事実等

原判決の「事実及び理由」の第 2 の「1 争いのない事実等」欄のとおりであるから、これを引用する。

2 争点及びこれについての当事者の主張

原判決 6 頁 21 行目の次に改行して「エ 弁護士費用は、イ及びウの合計 321 万 4145 円の 1 割に相当する 32 万 1414 円が相当である(イないしエの合計 353 万 5559 円)。」を加え、同頁 23 行目冒頭の「ア」を削除し、当事者の主張を次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」の「第 3 争点に対する当事者の主張」欄のとおりであるから、これを引用する。

(1) Y の被控訴人に対する行動の違法性

(控訴人)

ア Y の行為の態様

(ア) 原審は、「被告Yは、原告を追いかけ、校舎 1 階の保健室の隣の体育教官室の隣にある階段の所で原告を捕まえ、階段を下りきったところにある消火栓の所で、原告の鎖骨付近の胸元の洋服を両手で掴んで壁に押し当て、原告がつま先立ちになる程度に上向きにつり上げ、大声で『もう、すんなよ』と怒った」と認定しているが、被控訴人の鎖骨付近の胸元の洋服を「両手で」掴んだという点と、「被控訴人がつま先立ちになる程度に、上向きにつり上げ」たという点は、事実誤認である。

(イ) 「両手で」掴んだという点について

原審においては、被控訴人ですら、Y が被控訴人の鎖骨付近の胸元の洋服を「両手で掴んだ」などと主張していない。

すなわち、訴状では、「被告Yは、急に原告の胸元を右手でつかみ、保健室前から階段のところまで一気に吊り上げて引きずり、壁に押さえつけ、恐い表情をしながら、『もう、すんなよ』と威圧的な怒声で凄んだ」と主張し、改めて被控訴人に事実確認したということで提出された準備書面 2 でも、「(階段下で捕まり)、被告Yはすぐさま原告の胸元を右でつかみ、そのまま消火栓の方に原告を押しいき、原告を吊り上げるような形で壁に押しつけ(原告の足のつま先が浮いた)、怖い表情をしながら、『もう、すんなよ』と威圧的な怒声で凄んだ。」旨主張している。

原審は、被控訴人が本人尋問で「鎖骨付近の胸元を両手で押さえられた」旨供述したことから、この点を捉えて「鎖骨付近の胸元の洋服を両手で掴んだ」旨認定したものと思われるが、前記供述は、本件から約 3 年以上後の前記本人尋問で突然出てきたもので、本件直後の学校による事実調査でも述べられておらず(〔証拠省略〕)、前記のとおり被控訴人のそれまでの主張とも食い違うものである。しかも、被控訴人は、「胸元を掴まれたわけではない」旨明確に供述し、現場再現

写真（〔証拠省略〕）でもわざわざ片手を使って説明している。

以上によれば、Yが被控訴人の鎖骨付近の胸元の洋服を「両手で」掴んだという事実は認められず、Yが述べているとおり、右手で掴んだにすぎないものである。

（ウ）「被控訴人がつま先立ちになる程度に、上向きにつり上げ」だという点について

前述のように、Yは右手で制服の胸元を掴んだにすぎず、片手で約26キログラムの体重（〔証拠省略〕）がある被控訴人の足のかかとが浮くほどつり上げることは困難である。

この点について、原審は、Yが被控訴人のために特にしゃがむ等の配慮をした事実がうかがえないことからすると、被控訴人とYとの身長差からして、被控訴人は上向きにつり上げられる形になったと認めるのが相当である旨判示している。

しかしながら、Y（身長約167センチメートル）が、被控訴人（身長約130センチメートル）の制服の胸元を掴んで注意するにあたり、被控訴人と同じ目線までつり上げなければならない必然性はなく、また上向きにつり上げられる形にならなければ不自然ということもない。Yは階段付近で被控訴人を捕まえ、右腕が下向きの状態で、単に制服の胸元を掴んだだけであり、身長差があるからといって、上向きにつり上げる形になるわけではない（〔証拠省略〕）。

被控訴人は、本人尋問で、「胸元（鎖骨付近）を両手で強く押さえ、壁の方に押さえつけた（つかんではない）。押さえつけているときに、つま先が着き、かかとが浮いた（のけぞって、つま先立ちになった訳ではない）」などと供述しているが、「鎖骨付近を両手で強く押さえる」ことによって、「つま先が着き、かかとが浮く」ということは、物理的にもあり得ない。

（エ）以上のとおり、被控訴人の主張、供述は、事実を歪曲、誇張しているため、変遷し、矛盾が生じているのであり、信用できない。

前記のとおり、Yは、臀部付近を2回蹴って逃げた被控訴人を階段付近で捕まえ、同人の胸元（制服の胸元）を右手で掴んだところ、壁（消火栓のところ）にあたり、その場で「もう、すんなよ」と比較的大きな声で叱り、手を離して、そのまま向きを変えて職員室に向かったにすぎないのである。

イ Yの行為の違法性

（ア）上記の事実関係を前提にすれば、Yの行為は、暴力をふるってきた生徒に対する教育的指導としては相当性の範囲内にあり学校教育法11条ただし書により禁止されている教員の生徒に対する「体罰」には当たらない。

（イ）この点につき、原審は、Yが、Aに対しては同人の肩を両手で押さえて注意しているのに、被控訴人には異なる方法で注意している点で不相当な注意としている。

しかしながら、両者の行為は明らかに異なり、叱り方が異なっても何ら不自然、不相当ではない。Aは、女子児童にじゃれるように蹴っていたので、同人の肩を両手で押さえ、注意したにすぎないが（逃げたりもしていない。）、被控訴人は、Aとともに注意を受けたにもかかわらず、何の理由もなく、背後から2回も蹴って逃げ出したという悪質な行為であり、そのため捕まえて厳しく叱ったものである。

Yが、叱るに際し、被控訴人の胸元を掴んだことが問題にされているが、蹴って逃げた被控訴人

を捕まえ、逃げないように胸元を掴んだにすぎず、この一点によって、教育的指導における相当性の範囲を逸脱しているとまではいえない。

(ウ) また、原審は、Yが被控訴人と面識がなく、どのような教育的配慮が必要か分からなかったはずであるということも体罰と認める理由の一つに掲げている。

しかしながら、学校における教育的指導は、児童生徒の問題行動に即応して行う必要があり、面識がなくても、悪質な行為をした児童生徒に対しては、その場でキチンと叱るのは当然のことであり、「面識がなく、どのような教育的配慮が必要か分からない」という理由で放置する方が問題である。

確かに、被控訴人に背後から蹴られて腹立たしい感情もあったことは否定しないが、腹立たしい感情のみで被控訴人を叱った訳ではない(Y本人尋問)。

(2) 被控訴人の損害の発生の有無とYの行為との因果関係

(控訴人)

ア 被控訴人の PTSD

(ア) 原審は、Yの行為に起因して被控訴人が PTSD となったと認定しているが、事実誤認である。

(イ) PTSD についての多くの裁判例は、4つの要件(①死または重傷を負うほどの強烈な外傷体験、②再体験症状、③回避症状、④覚醒亢進症状)により判断すべきであるとしている。

①については、Yの行為は、右手で被控訴人の胸元の制服を掴んで、比較的大きな声で叱っただけであり、これにより「死または重傷を負うほどの強烈な外傷」を体験したということはありません。

②についても、被控訴人は、本件後もごく普通の学校生活を送っているのであって、PTSD でみられるいわゆるフラッシュバック症状が生じていると窺えるような兆候はみられない。

③についても、被控訴人は、本件後に保健室付近を通らなくなることはなく、本件に至る経緯にまつわることを回避するような素振りもなく、普通に学校生活を送っているのであり、回避症状は見られない。

さらに、④についても、睡眠困難等の事情にこれを裏付ける具体的な証拠はなく、被控訴人の学校生活での様子からも睡眠困難等の事情は何ら窺われない。

以上によれば、被控訴人の症状が PTSD の要件を欠いていることは明らかである。

(ウ) 被控訴人の症状を PTSD と診断したB医師の診断書は、母親の一方的で事実を歪曲、誇張した訴えに基づくものであり、PTSD の診断基準も明確に示されていない([証拠省略])。

また、C医師の診断書([証拠省略])もB医師の所見を前提とするものであり、引き継ぎ後の診断も患者(母親)の側からの一方的情報に基づくものであって、本件の正確な事実関係、経緯等を踏まえた上でなされた診断ではない([証拠省略])。

よって、これら診断書などにより、被控訴人が PTSD であると判断することはできない。

イ 被控訴人の症状とYの行為の因果関係

仮に何らかの症状が被控訴人に生じていたとしても、それはYの行為に起因するものとは認めら

れない。

まず、被控訴人の母親は、Yの行為を受けた日から原審の認定するような諸症状を発症したと述べるが、被控訴人の主張するような症状が、事件の日から被控訴人に発症したと認めるに足りる具体的な証拠はない。

それに加え、被控訴人がB医師らに診断してもらったのは、Yの行為があった日から約3か月も経過した時点である。このようなタイムラグが生じたのは、被控訴人が母親の学校に対する異常な抗議を目の当たりにし、しかも、母親の意向により、参加したい行事にも参加させてもらえないことなどを通じて、ストレスが拡大していった結果、精神的に不安定な症状に陥り、医師に診断してもらったことによるものである。

被控訴人は、母親との関係において、母親の前では、常に「いい子」を演じ、母親から怒られることを恐れ、日頃ストレスをためていると思われるが、学校においては、そのようなストレスから解放され、自由に遊び、学んでいるのである。ところが、本件のことで、学校と母親が対立することにより、被控訴人自身も学校と母親のどちらかと対立せざるを得ない状況に陥り、板挟みの状態で苦しんでいたと思われる。箱庭療法における結果についても、このように理解できるはずであるし、被控訴人本人尋問においても、母親の意向を窺うかのような言動が見て取れたのである。

円形脱毛症についても、c大学附属病院に通院を始めてから生じたとのことであり、被控訴人の上記のようなストレス性のものであるというべきであり、Yの行為との関連性は認められない。

(被控訴人)

ア 本件において重要なのは、被控訴人の呈した症状が概念的にPTSDにあたるかどうかではなく、本件によって被控訴人がどれほどの精神的苦痛を受けたかということである。

原審は、PTSDとする医師の診断を採用しつつも、PTSDとして高額な慰謝料を認めるという立場を採らず、またPTSDだから損害を認めるという立場をも採らず、Yの被控訴人に対する行為の態様、程度、当該行為が行われた際の被控訴人の年齢、ことに当該行為によって生じた被控訴人のPTSDの症状の内容と程度、その他本件に現れた一切の事情を考慮して、慰謝料額を50万円と算定している。これはたとえ医者診断名が「外傷性神経症」であったとしても変わるところはなかったはずである。原審の判断方法は相当である(もっとも、慰謝料額が低額であることは後記のとおりである。)

イ 控訴人は、被控訴人の呈した症状は母親が原因であると主張するが、①被控訴人の症状はYの体罰を契機に発症しており、それ以前には何ら問題はなかったこと、②被控訴人の症状は医師の治療により緩和し、その後は特に大きな問題を生起していないこと、③その後母子の関係に特に問題は生起していないこと(もし、母親に問題があるのであれば、現時点においてもそれは問題を残すはずであるが、そういう兆候は一切見られないこと。)等に照らし、控訴人の主張は失当である。

控訴人は、母親の抗議が「異常」であったということをごとさら印象付けようとしているが、子どもが学校での教師の行為が原因で心身に不調をきたした場合、母親であれば必死の気持ちになるのは了解可能のことであり、それを「異常」であるかのように特に印象付けようとするのは、単に責任

を免れようとしているためである。むしろ、そうした母親の心情を、控訴人の主張に見られるような学校側の責任を明確に認めようとしないう控訴人の対応が追い詰めていったものである。

ウ 原審の慰謝料額算定の方法は正当であると考えられるが、結論としての算定額については不服である。

本件当時被控訴人はわずか8歳であり、お互いによく知らない教諭に、本件のような体罰を受けることは、大人が通常感じる以上に大きな恐怖であり、その後に心的外傷を残したのも当然である。被控訴人は本来明るい性格の子どもであり、治癒した後においては、6年次に元気に体育祭の応援団長をつとめている。そのような子どもが神経症状を呈すること自体、その恐怖の大きさを示している。その精神的苦痛を原審はあまりにも低く評価しすぎている。

よって、慰謝料額は、被控訴人の請求どおり300万円とすべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

次のとおり付加訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」の1のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁1行目から同頁3行目にかけての「原告の鎖骨付近の胸元の洋服を両手で掴んで壁に押し当て、原告がつま先立ちになる程度に上向きにつり上げ、」を「被控訴人の鎖骨付近の胸元の洋服を右手で掴んで壁に押し当て、」と改め、同頁7行目から同頁10行目までを次のとおり改める。

「この点につき、被控訴人は、Yが被控訴人の胸元(鎖骨付近)を両手で強く押さえ、壁の方に押さえつけた、押さえつけているときに、つま先が着き、かかどが浮いた旨の供述をする。

しかし、被控訴人の前記供述のうちYが被控訴人の胸元を両手で押さえた旨の部分は、被控訴人の訴状及び原審における平成18年7月17日付け準備書面2のYが被控訴人の胸元を右手で掴んだとの主張と齟齬していること及び前記認定に沿うYの供述(Y本人の尋問調書67項)に照らして採用し難く、Yは被控訴人の胸元を右手で掴んだと認めるのが相当である。

また、被控訴人の供述のうち、Yから壁の方に押さえ付けられているときにつま先立ちとなりかかどが浮いた旨の部分についても、Yが右手のみで約26キログラムの体重([証拠省略])がある被控訴人をつま先立ちとなる程度につり上げることは困難であり、両名の身長差(被控訴人は約130センチメートル([証拠省略])、Yは中肉中背で、約167センチメートル[弁論の全趣旨])を考慮しても、Yが被控訴人をつり上げる必要があったとは認められないこと([証拠省略])に照らして採用し難い。」

(2) 同16頁22行目の「見受けられなかった。」の次に「すなわち、Dは、Yが同年12月9日に被控訴人に謝ったときにも、ずっと隣にいたが、被控訴人は特に怯えているという様子はなかった、その後、授業中においてもいつもと変わらないように積極的に発言をしていたし、休み時間も友達とよく遊んでいた、Yが教室内にいた平成15年2月12日の道徳の職員研修授業においても被控訴人は自ら手を挙げて発言していた、Yから上記行為を受けた後である2年生の2学期、3学期の成績が特に下がるなどの事実はなかったなどと述べている。」を、同行の「[証拠省略]、」の

次に「〔証拠省略〕、」をそれぞれ加える。

2 争点(1)(Yの被控訴人に対する行動の違法性)について

認定事実によれば、Yは、逃げる被控訴人を捕まえ、階段を下りきったところにある消火栓の所で、被控訴人の鎖骨付近の胸元の洋服を右手で掴んで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と怒るとの行動に及んだものであるが、①胸元を掴むという行為は、喧嘩闘争の際にしばしばみられる不穏当な行為であること、②被控訴人の年齢、被控訴人とYとの身長差及びYと被控訴人とはそれまで面識がなかったこと等を総合すれば、被控訴人がYの行為によって被った恐怖心は相当なものであったと推認されること、③Yは、逃げる被控訴人を捕まえるために被控訴人の胸元を掴んだものであるが、被控訴人を捕まえるためであれば、被控訴人の手を掴むなどのより穏当な方法によることも可能なはずであり(そのような方法を採用することが不可能であったと認めるに足りる証拠はない。)、あえて胸元を掴む必要はないこと等を総合すれば、Yの行為は、社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱するものであり、学校教育法11条ただし書により全面的に禁止されている教員の生徒に対する「体罰」に該当する行為であると認めるのが相当である。

3 争点(2)(被控訴人の損害の発生の有無とYの行為との因果関係)について

(1) Yの行為と被控訴人の症状との因果関係

ア 認定事実によれば、被控訴人は、平成14年11月26日にYによる行為を受けた後、(それ以前にはなかった)家の中で、夜中に泣き叫ぶ、恐怖の表情が現れる、食欲低下、笑顔の消失、母親がいないと不安、1人で寝られなかったり入浴できない、睡眠時の中途覚醒、悪夢を見る、男性恐怖症、朝体が動かない、円形脱毛症といった症状が現れたものであり、これらの症状が詐病であることを窺わせる証拠はないから、これらの症状は、Yの行為によって生じたものと認めるのが相当である。

これらの症状が主として自宅でみられ、学校生活ではさしたる異常が認められない点は、慰謝料額の算定に際して考慮されることは格別、Yの行為との因果関係を左右する事情とはいえない。

イ また、控訴人は、本件では、子供を諭すべき立場にある母親が、逆に、一方的に学校に対する過度な攻撃的対応に終始し、子供に生じた小さな心の傷やストレスを繰り返し思い出させ、拡大させていったものと思われると主張する。確かに、被控訴人の母親は、上記認定のとおり、多岐多数回にわたる抗議を学校側に繰り返し行い、Yを刑事告訴する等、その態度には頑なな面が見られる。また、訴状記載のYの被控訴人に対する行為が、被控訴人本人尋問の結果と異なり、保健室前から階段のところまで一気につり上げて引きずるといった過大な表現になっていることも、被控訴人の母親の訴えによるものであると窺われる。しかし、このような被控訴人の母親の言動が被控訴人の心の傷を拡大させたと認めるに足りる証拠はない。

なお、仮に被控訴人の母親の前記態度が被控訴人にストレスを与え、それが被控訴人の症状に幾ばくかの影響を及ぼしているとしても、自分の子が教師から違法な体罰を受け、それが原因で心身に不調が生じている場合には、保護者が学校に対して強い抗議に及ぶことはある程度無理からぬところであるから、被控訴人の母親の前記対応は、いさか行き過ぎの面があることは否

定できないにしても、Yの行為と被控訴人の前記症状との相当因果関係を否定するまでの事情とはいえない。

よって、控訴人の前記主張は採用できない。

(2) PTSD の成否

ア PTSD とは、強烈な外傷体験により心に大きな傷を負い(トラウマ)、再体験症状(フラッシュバック)、回避症状、覚醒亢進症状が発生し、そのため社会生活・日常生活の機能に支障を来すという疾患であり、その代表的な診断基準は、別紙のとおり、①死または重症を負うほどの強烈な外傷体験、②再体験症状、③回避症状、④覚醒亢進症状の4要件である([証拠省略])。

これを本件についてみると、まず①の外傷体験については、その規定の文言に照らし、自分または他人の生命に危険が及ぶような状況を想定していると解されるころ、Yの行為の態様は、被控訴人の胸元を右手で掴んで壁に押し付け大声で怒るというものであり、これにより被控訴人が相当程度の恐怖心を抱いたことは推認できるものの、行為の態様それ自体に照らしても、また、被控訴人が教師であるYを蹴りつけた後に逃走したため、Yから叱責される中で前記の行為がされたという経緯に照らしても、自分または他人の生命に危険が及ぶような状況とはほど遠いものであることが明らかである。

また、③の回避症状についても、被控訴人は、Yの行為後も、Yの勤務する小学校への通学を続けていたものであり、Yをことさら回避する行動に出ているとは認められない。

さらに、②の再体験症状及び④の覚醒亢進症状については、一部被控訴人の症状と符合する点はあるものの、被控訴人の症状が主として家庭内で生じ、学校生活の場ではほとんどみられないことからすると、症状の持続性の要件を満たしていないと解される。

以上によれば、被控訴人の症状は、PTSDの診断基準を満たしていないというべきである。

イ これに対し、被控訴人は、被控訴人がYの行為により PTSD に罹患したと主張し、B医師が平成15年2月27日に、C医師が平成17年9月26日に被控訴人を PTSD と診断したことは認定事実のとおりである。

しかし、前記アに説示したところに加え、認定事実の診断の経緯によっても、B医師及びC医師が前記の PTSD の診断基準を個別に吟味検討した形跡が窺えないことからすれば、前記診断のうち被控訴人が PTSD に罹患した旨の部分は採用できない。

そして、これらの証拠のほか、被控訴人がYの行為により PTSD に罹患したと認めるに足りる証拠はないから、被控訴人の前記主張は採用できない。

(3) 被控訴人の損害額

ア 治療費 1万5665円

認定事実と[証拠省略]によれば、被控訴人は、c大学医学部附属病院発達小児科で治療を受け、以下の治療費を要したことが認められ、これは、Yの行為と相当因果関係のある損害と認める。

平成15年2月27日 5805円

同年3月13日 2360円

同年 4 月 10 日 1580 円
同年 5 月 20 日 1580 円
同年 6 月 26 日 1550 円
同年 8 月 5 日 200 円
同年 9 月 11 日 1550 円
同年 10 月 23 日 200 円
同年 12 月 18 日 200 円
平成 16 年 2 月 19 日 200 円
同年 5 月 13 日 220 円
同年 9 月 2 日 220 円
合計 1 万 5665 円

イ 通院交通費(バス代) 7 万 8480 円

被控訴人法定代理人尋問、弁論の全趣旨により、被控訴人主張のとおり認める。

ウ 母親の休業補償費

母親が休業した場合に生じる損害額についての具体的な証拠がなく、本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。

エ 慰謝料 10 万円

Yの行為が学校教育法の禁止する体罰に該当し、これによって被控訴人が精神的苦痛を被ったことは前記のとおりである。

しかし、Yが前記の行為に及んだのは、被控訴人が教師であるYを足で蹴った後に逃走したことによるもので、Yが被控訴人を追跡捕捉して叱責したのは教師として当然の行動であり、ただ、その態様が社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱するものであったという限りで違法とされるにとどまるものである(被控訴人は、Yを足で蹴った理由につき、Yから振りほどかれた際に廊下に倒れたため腹が立ったからであるなどと供述するが〔被控訴人本人の尋問調書 67、68 項〕、仮に動機が供述のとおりであるとしても、他の生徒を指導しているYに理由なく背後から掴みかかり、離れるように言われてもこれに従わなかった被控訴人に非があることは明らかである。)

また、被控訴人の症状が PTSD に該当しないことは前記のとおりである。

その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、Yの被控訴人に対する加害行為によって被控訴人の被った精神的苦痛に対する慰謝料の額は 10 万円をもって相当と認める。

オ 損害合計 19 万 4145 円

カ 弁護士費用 2 万円

弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、本件訴えを提起するために被控訴人訴訟代理人に委任することを余儀なくされたと認められ、Yの行為と相当因果関係に立つ弁護士費用としては、本件事案の内容や認容金額に照らし、これを 2 万円と認めるのが相当である。

キ 総損害額 21 万 4145 円

4 結論

以上によれば、被控訴人の控訴人に対する請求は、21 万 4145 円及びこれに対する訴状送達の日翌日であることが記録上明らかな平成 18 年 1 月 14 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

よって、本件控訴に基づきこれと異なる原判決を変更し、本件附帯控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 石井宏治 裁判官 太田雅也 澤田正彦)

平成 21 年 4 月 28 日 最高裁第三小法廷平20(受)981号損害賠償請求事件〔体罰訴訟・上告審〕2009WLJPCA04289003

主文

- 1 原判決中上告人敗訴部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消す。
- 2 前項の部分に関する被上告人の請求を棄却する。
- 3 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理由

上告代理人原田信輔の上告受理申立て理由第3について

1 本件は、日本渡市の設置する公立小学校(以下「本件小学校」という。)の2年生であった被上告人が、本件小学校の教員から体罰を受けたと主張して、日本渡市の地位を合併により承継した上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、平成14年11月当時、本件小学校の2年生の男子であり、身長は約130cmであった。Aは、その当時、本件小学校の教員として3年3組の担任を務めており、身長は約167cmであった。Aは、被上告人とは面識がなかった。

(2) Aは、同月26日の1時限目終了後の休み時間に、本件小学校の校舎1階の廊下で、コンピューターをしたいとだだをこねる3年生の男子をしゃがんでなだめていた。

(3) 同所を通り掛かった被上告人は、Aの背中に覆いかぶさるようにして肩をもんだ。Aが離れるように言っても、被上告人は肩をもむのをやめなかったため、Aは、上半身をひねり、右手で被上告人を振りほどいた。

(4) そこに6年生の女子数人が通り掛かったところ、被上告人は、同級生の男子1名と共に、じゃれつくように同人らを蹴り始めた。Aは、これを制止し、このようなことをしてはいけないと注意した。

(5) その後、Aが職員室へ向かおうとしたところ、被上告人は、後ろからAのでん部付近を2回蹴って逃げ出した。

(6) Aは、これに立腹して被上告人を追い掛けて捕まえ、被上告人の胸元の洋服を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った(以下、この行為を「本件行為」という。)

(7) 被上告人は、同日午後10時ころ、自宅で大声で泣き始め、母親に対し、「眼鏡の先生から暴力をされた。」と訴えた。

(8) その後、被上告人には、夜中に泣き叫び、食欲が低下するなどの症状が現れ、通学にも支障を生ずるようになり、病院に通院して治療を受けるなどしたが、これらの症状はその後徐々に回復し、被上告人は、元気に学校生活を送り、家でも問題なく過ごすようになった。

(9) その間、被上告人の母親は、長期にわたって、本件小学校の関係者等に対し、Aの本件行為について極めて激しい抗議行動を続けた。

3 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判断して、被上告人の上告人に対する請求を慰謝料10万円等合計21万4145円及び遅延損害金の支払を命ずる限度で認容した。

①胸元をつかむという行為は、けんか闘争の際にしばしば見られる不穏当な行為であり、被上告人を捕まえるためであれば、手をつかむなど、より穏当な方法によることも可能であったはずであること、②被上告人の年齢、被上告人とAの身長差及び両名にそれまで面識がなかったことなどに照らし、被上告人の被った恐怖心は相当なものであったと推認されること等を総合すれば、本件行為は、社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱するものであり、学校教育法11条ただし書により全面的に禁止されている体罰に該当し、違法である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係によれば、被上告人は、休み時間に、だだをこねる他の児童をなだめていたAの背中に覆いかぶさるようにしてその肩をもむなどしていたが、通り掛かった女子数人を他の男子と共に蹴るという悪ふざけをした上、これを注意して職員室に向かおうとしたAのでん部付近を2回にわたって蹴って逃げ出した。そこで、Aは、被上告人を追い掛けて捕まえ、その胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った(本件行為)というのである。そうすると、Aの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るという被上告人の一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないように被上告人を指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として被上告人に肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。Aは、自分自身も被上告人による悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがって、Aのした本件行為に違法性は認められない。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決のうち上告人敗訴部分は、破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、上記部分に関する被上告人の請求は理由がないから、同部分につき第1審判決を取り消し、同部分に関する請求を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 近藤崇晴 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官 那須弘平 裁判官 田原睦夫)